

平成31年度事業
広域型特別養護老人ホーム整備事業者公募要項

平成30年8月

和歌山市 介護保険課

目次

1 公募の目的	1
2 公募対象施設	1
3 応募者の資格要件	1
4 応募要件	2
5 施設整備補助金制度について	3
6 応募手続	4
7 審査	5
8 留意事項	5
9 公募スケジュール	5
10 様式等一覧	5
参考資料1 多床室のプライバシー配慮について	6
参考資料2 社会福祉法、介護保険法及び和歌山市暴力団排除条例一部抜粋	7
参考資料3 日常生活圏域一覧	10

1 公募の目的

本市では、「第7期和歌山市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」に基づき、平成31年度整備予定の広域型特別養護老人ホームの新設又は増築整備について、60床分の整備事業者を募集します。

整備を希望される法人（法人を設立しようとする者を含む。）におかれましては、本要項及び関係法令等を十分にご理解の上、ご応募いただきますようお願いいたします。

2 公募対象施設

今回公募する対象施設の種類及び床数は以下のとおりです。

広域型特別養護老人ホーム	60床
---------------------	------------

- ※ 整備種別については、新設、増築のどちらも可とします。
- ※ 他の介護保険関係事業所の併設については、任意としますが、それぞれの指定基準を満たす必要がありますので、留意してください。
- ※ 居室の形態は問いません。ただし、多床室を整備する場合は、1室当たり2人以上4人以下とし、プライバシーに配慮したものとします。
(プライバシーに配慮した多床室については「参考資料1」のB～Eタイプとします。)
- ※ 今回の公募は、平成31年度事業です。原則として、平成31年度中に整備事業を完了するものとします。

3 応募者の資格要件

- (1) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人
- (2) 新たに社会福祉法人の設立を予定している者にあつては、応募書類提出時に社会福祉法人設立準備委員会が発足され、社会福祉法人設立所管課と設立に関する協議を行っている場合に限り応募資格を有するものとする。なお、施設整備に着手するまでに、社会福祉法人の設立認可を受け設立登記が完了していること。
- (3) 社会福祉法第72条、介護保険法第86条第2項各号に該当しないこと。（参考資料2参照）
- (4) 法人の代表者及び役員が、和歌山市暴力団排除条例（平成23年条例第28号）第2条に規定する、暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体の構成員でないこと。（参考資料2参照）
- (5) 法人及び法人の代表者が、国税、都道府県税及び市町村税を滞納していないこと。
- (6) 平成25年4月以降、改善命令等の行政処分を受けていないこと。

4 応募要件

(1) 整備計画について

施設整備計画、事業計画の策定にあたっては、設備及び運営に関する基準を満たすことはもとより、介護保険法、老人福祉法、都市計画法、建築基準法、消防法その他関係法令及び関係通知並びにこの要項等を確認し、関係部署・機関と十分に打ち合わせを行った上で応募してください。(併設事業所についても同様とします。)

(参考法令、通知等)

- ・和歌山市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例
(平成24年12月20日条例第53号)
- ・和歌山市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
(平成24年12月20日条例第48号)
- ・特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準
(平成11年3月31日厚生省令第46号)
- ・特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について
(平成12年3月17日老発第214号)
- ・指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準
(平成11年3月31日厚労省令第39号)
- ・指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について
(平成12年3月17日老企第43号)
- ・社会福祉施設における防火安全対策の強化について
(昭和62年9月18日社施第107号)
- ・その他関係法令・通知を遵守すること

(参考文献)

- ・介護保険制度の解説 - 平成27年8月版 -
発行 社会保険研究所
- ・介護報酬の解釈1 単位数表編 - 平成30年4月版 -
発行 社会保険研究所
- ・介護報酬の解釈2 指定基準編 - 平成30年4月版 -
発行 社会保険研究所
- ・介護報酬の解釈3 QA・法令編 - 平成30年4月版 -
発行 社会保険研究所
- ・老人福祉関係法令通知集 [平成27年版]
発行 第一法規

(2) 整備予定地について

- ア 整備予定地は事業者が確保すること。(応募時において確保する必要はありませんが、売買確約書等により事業予定地が確保されていること)
- イ 整備予定地は原則法人が所有権を有するか、又は国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けていることとするが、それによりがたい場合、民間から貸与を受け特別養護老人ホームを設置しても差し支えない。ただし、地上権または賃借権の設定・登記を行い、賃料に関しては無料または極力低額が望ましいこと。
- ウ 都市計画法、農地法、文化財保護法等の許認可が確実に得られること。(応募前に必ず各担当部署の窓口で特別養護老人ホーム及び併設事業所の整備に際し必要となる手続の確認を行い、【様式5】で報告してください。)
- エ 災害(土砂・がけ崩れ・洪水・津波等)に対する安全性が確保されていること。
- オ 抵当権などの所有権を制限する権利が設定されていないこと。設定されている場合は、その権利の抹消が確実であること。ただし、既に整備予定地を自己所有している場合で当該施設を建設するために設定する抵当権を除きます。
- カ 整備予定地の隣接地権者、町内会等の地域住民に対して説明等の必要な対応を行い、施設建設が円滑に進められる見込があること。

(3) 資金計画について

- ア 施設整備に係る資金(土地取得資金、土地造成費、施設整備費、設計管理費、設備整備費等)については、全額自己資金が望ましいですが、借入を予定している場合は、総事業費の10分の1以上は自己資金を確保すること。なお、銀行等からの借入れは自己資金とみなしません。
- イ 運転資金は、施設の運営収入が確保されるまでの資金として、全額自己資金が望ましいですが、借入を予定している場合、年間事業の12分の2以上は自己資金を確保すること。なお、銀行等からの借入れは自己資金とみなしません。

※ 特別養護老人ホームの整備にあたり、独立行政法人福祉医療機構及び独立行政法人福祉医療機構と協調融資に関する契約を結んだ民間金融機関から融資を受けることができます。詳細は、独立行政法人福祉医療機構にお問い合わせください。

(4) 社会福祉法人による利用者負担軽減制度について

入所者の負担額について、「社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業」の軽減措置を施設開設時から実施する予定であること。

5 施設整備補助金制度について

補助金の交付については未定であるため、資金計画等の策定に当たっては補助金の不交付も念頭に置き、不交付であっても十分に対応できる場合に限り応募して下さい。

6 応募手続

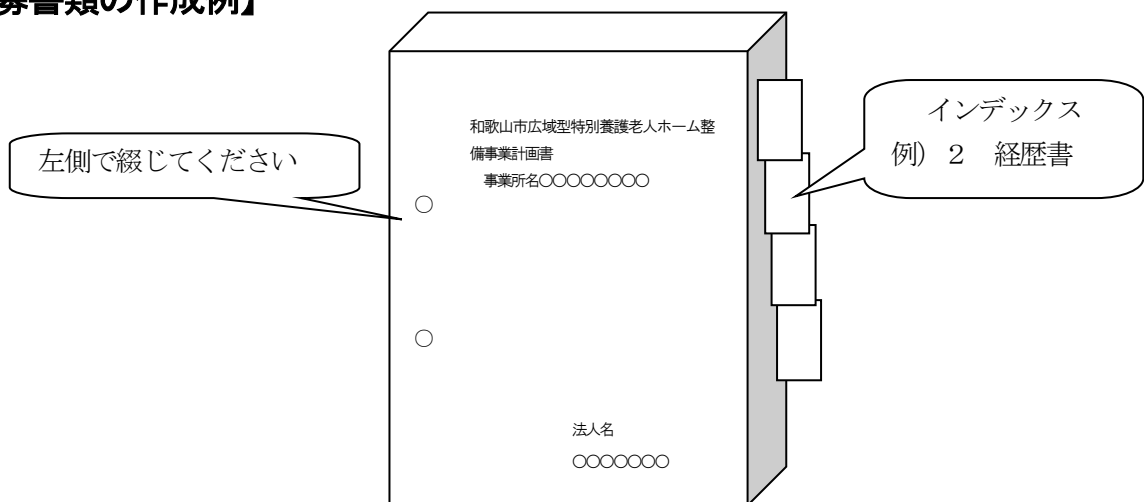
(1) 応募書類の提出

- ア 受付期間 平成30年11月1日(木)から同月7日(水)まで(土日を除く。)
- イ 受付時間 午前9時00分から午後5時00分まで
- ウ 提出方法 和歌山市役所東庁舎2階介護保険課窓口に応募申込書を持参してください。
- エ 提出書類 別紙「提出書類一覧表」参照のこと。

※提出書類一覧の順番にA4サイズ(図面等はA3版をA4折とする)・左綴じで整理し、書類番号のインデックスをつけてください。(下図を参考にしてください)

- オ 提出部数 正本 1部 副本 7部(計8部)
(副本については、証明書等も含めすべてコピー可とします。)

【応募書類の作成例】



(2) 質問方法及び回答方法

- ア 質問方法 公募要項に関する質問受付については、メールで、質問票【様式6】によるものとし、電話、口頭での問い合わせには応じません。
※メール送信の件名は「特養公募質問」としてください。
- イ 質問期限 平成30年10月19日(金)午後5時00分まで
- ウ 回答方法 質問者にはメールで回答します。受け付けた質問及び回答については、随時、本市のホームページに掲載します。
応募者間の公平を期すため、電話や窓口での質問には対応しませんのでご了承ください。
- エ 質問受付先

和歌山市健康局保険医療部介護保険課
〒640-8511
和歌山県和歌山市七番丁23番地
E-mail kaigohoken@city.wakayama.lg.jp

7 審査

- (1) 審査は提出書類及びヒアリング（日程については書類提出後に個別に通知します。）により行います。
- (2) 本審査において決定するのは、施設整備計画上の整備枠配分に基づく協議対象者であり、この決定において施設整備における各種法律上の制限・許認可及び事業者の指定を受けたことにはならないので注意してください。
- (3) 応募者がいない場合、又は審査の結果によりすべての提案について適当でないと判断した場合は、協議対象者の決定を行わないことがあります。
- (4) 審査結果は、本市のホームページに掲載するとともに応募者に郵送で通知します。

8 留意事項

- (1) 応募に関し必要な費用は、応募者の負担とします。
- (2) 提出された書類の受付期間以降の差し替え及び再提出は原則認めません。
- (3) 提出された書類は、返却しません。
- (4) 提出された書類は、和歌山市情報公開条例の定めにより、公開する場合があります。
- (5) 選定後の権利譲渡は認めません。
- (6) 応募者が提出した書類に虚偽の記載をした場合、又は、事業開始までの間に提出書類の内容の変更により重大な支障をきたす場合は、協議対象者として決定を取り消す場合があります。
また、選定された法人が協議対象者としての決定を取り消された場合は、次点の法人を協議対象者とすることがあります。

9 公募スケジュール

日程	事項
平成30年11月1日（木）	応募受付開始
11月7日（水）	応募受付締切
11月中旬～12月中旬	選定作業
12月下旬	結果通知
平成31年 1月上旬～	選定された法人と事前協議を開始

※スケジュールは、現時点での予定ですので、応募法人数等により変更となる場合があります。

10 様式等一覧

- 1【別紙】平成31年度事業広域型特別養護老人ホーム整備事業者公募に係る提出書類一覧
- 2【様式1】平成31年度事業広域型特別養護老人ホーム整備事業者公募に関する応募申込書
- 3【様式2】経歴書
- 4【様式3】従事者の勤務の体制及び勤務形態一覧表
- 5【様式4】用地総括表
- 6【様式5】関係部署・機関との協議状況及び今後の予定について
- 7【様式6】質問票
- 8【様式7】ヒアリング出席予定者名簿

多床室のプライバシー配慮について

Aタイプ(多床室)	Bタイプ(多床室)	Cタイプ(多床室)	Dタイプ(多床室)	Eタイプ(多床室)	Fタイプ(個室)
<p>カーテン等で仕切られているタイプ。 個人の領域は明示されるが、他の者の視線や音などのコントロールはできない。</p> 	<p>天井まで達しない壁で仕切られているタイプ。 外気・外光を取り入れる窓が窓際2床に限られている。</p> 	<p>ベッドを並べるタイプ。 各床には窓があるが、壁は天井まで達しているが、壁は天井まで達していない。</p> 	<p>個室的多床室タイプ。 壁は天井まで達しているが、専有面積は小さい。</p> 	<p>個室に準ずるタイプ。 2床室を天井まで達した壁で仕切り、扉を設けて出入りを可能にしている。</p> 	<p>個室タイプ。</p> 
					
					

【出典】厚生労働省 社会保障審議会 介護給付費分科会 (H26. 10. 29)
資料「介護福祉施設サービスの報酬・基準について(案)」から抜粋

社会福祉法(一部抜粋)

(許可の取消し等)

第七十二条 都道府県知事は、第六十二条第一項、第六十七条第一項若しくは第六十九条第一項の届出をし、又は第六十二条第二項若しくは第六十七条第二項の許可を受けて社会福祉事業を經營する者が、第六十二条第六項(第六十三条第三項及び第六十七条第五項において準用する場合を含む。)の規定による条件に違反し、第六十三条第一項若しくは第二項、第六十八条若しくは第六十九条第二項の規定に違反し、第七十条の規定による報告の求めに応ぜず、若しくは虚偽の報告をし、同条の規定による当該職員の検査若しくは調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、前条の規定による命令に違反し、又はその事業に関し不当に営利を図り、若しくは福祉サービスの提供を受ける者の処遇につき不当な行為をしたときは、その者に対し、社会福祉事業を經營することを制限し、その停止を命じ、又は第六十二条第二項若しくは第六十七条第二項の許可を取り消すことができる。

2 都道府県知事は、第六十二条第一項、第六十七条第一項若しくは第六十九条第一項の届出をし、若しくは第七十四条に規定する他の法律に基づく届出をし、又は第六十二条第二項若しくは第六十七条第二項の許可を受け、若しくは第七十四条に規定する他の法律に基づく許可若しくは認可を受けて社会福祉事業を經營する者(次章において「社会福祉事業の經營者」という。)が、第七十七条又は第七十九条の規定に違反したときは、その者に対し、社会福祉事業を經營することを制限し、その停止を命じ、又は第六十二条第二項若しくは第六十七条第二項の許可若しくは第七十四条に規定する他の法律に基づく許可若しくは認可を取り消すことができる。

3 都道府県知事は、第六十二条第一項若しくは第二項、第六十七条第一項若しくは第二項又は第六十九条第一項の規定に違反して社会福祉事業を經營する者が、その事業に関し不当に営利を図り、若しくは福祉サービスの提供を受ける者の処遇につき不当の行為をしたときは、その者に対し、社会福祉事業を經營することを制限し、又はその停止を命ずることができる。

介護保険法(一部抜粋)

(指定介護老人福祉施設の指定)

第八十六条 第四十八条第一項第一号の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、老人福祉法第二十条の五に規定する特別養護老人ホームのうち、その入所定員が三十人以上であって都道府県の条例で定める数であるものの開設者の申請があったものについて行う。

2 都道府県知事は、前項の申請があった場合において、当該特別養護老人ホームが次の各号のいずれかに該当するときは、第四十八条第一項第一号の指定をしてはならない。

一 第八十八条第一項に規定する人員を有しないとき。

二 第八十八条第二項に規定する指定介護老人福祉施設の設備及び運営に関する基準に従って適正な介護老人福祉施設の運営をすることができないと認められるとき。

三 当該特別養護老人ホームの開設者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

三の二 当該特別養護老人ホームの開設者が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

三の三 当該特別養護老人ホームの開設者が、健康保険法、地方公務員等共済組合法、厚生年金保険法又は労働保険の保険料の徴収等に関する法律の定めるところにより納付義務を負う保険料、負担金又は掛金について、当該申請をした日の前日までに、これらの法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく三月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料、負担金又は掛金の全て(当該処分を受けた者が、当該処分に係る保険料、負担金又は掛金の納付義務を負うことを定める法律によって納付義務を負う保険料、負担金又は掛金に限る。)を引き続き滞納している者であるとき。

四 当該特別養護老人ホームの開設者が、第九十二条第一項又は第百十五条の三十五第六項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定介護老人福祉施設の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定介護老人福祉施設の開設者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定介護老人福祉施設の開設者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

五 当該特別養護老人ホームの開設者が、第九十二条第一項又は第百十五条の三十五第六項の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第九十一条の規定による指定の辞退をした者(当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。)で、当該指定の辞退の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

五の二 当該特別養護老人ホームの開設者が、第九十条第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日(当該検査の結果に基づき第九十二条第一項の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事が当該特別養護老人ホームの開設者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。)までの間に第九十一条の規定による指定の辞退をした者(当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。)で、当該指定の辞退の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

六 当該特別養護老人ホームの開設者が、指定の申請前五年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

七 当該特別養護老人ホームの開設者の役員又はその長のうちに次のいずれかに該当する者があるとき。

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

ロ 第三号、第三号の二又は前号に該当する者

ハ この法律、国民健康保険法又は国民年金法の定めるところにより納付義務を負う保険料(地方税法の規定による国民健康保険税を含む。以下このハにおいて「保険料等」という。)について、当該申請をした日の前日までに、納付義務を定めた法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく三月以上の期間にわ

たり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等の全て(当該処分を受けた者が、当該処分に係る保険料等の納付義務を負うことを定める法律によって納付義務を負う保険料等に限る。)を引き続き滞納している者

ニ 第九十二条第一項又は第百十五条の三十五第六項の規定により指定を取り消された特別養護老人ホームにおいて、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日前六十日以内にその開設者の役員又はその長であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないもの(当該指定の取消しが、指定介護老人福祉施設の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定介護老人福祉施設の開設者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定介護老人福祉施設の開設者が有していた責任の程度を考慮して、この号に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。)

ホ 第五号に規定する期間内に第九十一条の規定による指定の辞退をした特別養護老人ホーム(当該指定の辞退について相当の理由がある特別養護老人ホームを除く。)において、同号の通知の日前六十日以内にその開設者の役員又はその長であった者で当該指定の辞退の日から起算して五年を経過しないもの

3 都道府県知事は、第四十八条第一項第一号の指定をしようとするときは、関係市町村長に対し、厚生労働省令で定める事項を通知し、相当の期間を指定して、当該関係市町村の第百十七条第一項に規定する市町村介護保険事業計画との調整を図る見地からの意見を求めなければならない。

和歌山市暴力団排除条例(一部抜粋)

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団員等 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。
- (4) 暴力団排除 暴力団員等による不当な行為を防止し、及びこれにより事業活動及び市民生活に生じた不当な影響を排除することをいう。
- (5) 市民等 市民及び事業者をいう。
- (6) 関係機関 法第32条の3第1項の規定により和歌山県公安委員会から指定を受けた者その他暴力団員による不当な行為の防止を目的とする団体をいう。
- (7) 少年 20歳未満の者をいう

参考資料 3

日常生活圏域一覧

※所在地から地区を調べる場合

和歌山市ホームページのトップページから、

市政



組織案内



自治振興課



「あなたがお住まいの地区をお調べできます」で調べることができます。またページ番号1006534でも調べることができます。

日常生活圏域	地区名
1	加太
	西脇
2	木本
	貴志
3	松江
	湊
4	野崎
	楠見
5	有功
	直川
6	紀伊
	山口
	川永
7	西和佐
	和佐
	小倉
8	東山東
	西山東
	岡崎
9	三田
	名草
	安原
10	雑賀
	雑賀崎
	田野
	和歌浦
11	宮
	宮前
12	砂山
	吹上
	今福
	高松
13	新南
	大新
	広瀬
	芦原
14	四箇郷
	宮北
	中之島
15	本町
	城北
	雄湊